

農地法第3条許可までの流れ

1. 申請についての事前相談

農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。（事前相談カード記入）



2. 申請書の作成と必要書類の確認

申請書は事務局で受け取るか、城陽市農業委員会のホームページからダウンロードしてください。指定様式については事務局で受け取りのみとなります。

申請地と権利を取得しようとする者（世帯員含む）が、許可基準に該当しているか調査します。

※ 市外の方は居住地の耕作状況証明が必要です。

※ 城陽市内で初めて農地を取得する方は追加資料の提出を求めることがあります。



4. 毎月15日までに本申請受付（15日が休日の場合は翌開庁日）※事前相談のない申請は受付不可



5. 現地調査（毎月27日前後）

現地調査委員と事務局で申請内容の審査と現地調査をおこないます。必要に応じて追加資料の請求を求めることがあります。

城陽市内で初めて農地を取得される方は、現地調査委員会への出席をお願いしています。

（当市農業委員会を通した貸借を継続して5年以上耕作されている譲受人の方は不要）



6. 農業委員会定例総会にて審議（毎月7日前後）

農業委員会定例総会で、許可・不許可の農業委員会の意思決定をおこないます。



7. 許可書の交付

許可書の用意ができ次第お電話にてご連絡いたしますので、農業委員会事務局にお越しください。